

日本中央競馬会法施行令

(昭和29年9月1日 政令第258号)

改正	平成3年9月3日	政令第278号	競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
	平成19年8月10日	政令第255号	競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令
	平成27年9月9日	政令第322号	競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令
関係政令	昭和53年7月5日	政令第282号	農林省組織令及び地方農政局組織令の一部を改正する政令附則第25条第34号

内閣は、日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）第4条、第27条及び第28条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会法施行令

(出資財産とならない動産の範囲)

第1条 日本中央競馬会法（以下「法」という。）第4条第1項の政令で定める動産は、左に掲げるものとする。

(1) 日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）の成立の際現にもつぱら地方競馬（競馬法（昭和23年法律第158号）第1条第2項の地方競馬をいう。）の指導監督の事務の用に供している動産

(2) 前号に掲げるものの外、中央競馬（競馬法第1条第2項の中央競馬をいう。）の指導監督の事務の用に供する必要があると認めて農林水産大臣が指定した動産

(出資財産の評価の方法等)

第2条 法第4条第1項の財産は、農林水産大臣が、大蔵大臣と協議して、競馬会の成立の時における時価により評価するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者のうちから農林水産大臣が評価人として委嘱した者及び競馬会の理事長の意見を聞かなければならない。

(学識経験者の意見を聴いて行う処分)

第3条 法第20条第3号の政令で定める処分は、競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第10条第1項第1号から第4号までに掲げる処分とする。

(国庫納付金の納付)

第4条 競馬会は、法第27条第1項の規定による納付金を、競馬の開催ごと又は海外競馬（競馬法第3条の2第1項に規定する海外競馬をいう。）の競走についての勝馬投票券の発売について農林水産省令で定める期間ごとに、その終了した日から30日以内に、国庫に納付しなければならない。

2 競馬会は、法第27条第2項の規定による納付金を、当該事業年度の終了後3月以内に

国庫に納付しなければならない。

(損失てん補準備金の必要積立額)

第5条 法第28条第1項の政令で定める額は、2億円とする。

(特別振興資金の運用又は使用の基準)

第6条 法第29条の2第5項の規定により特別振興資金(同条第1項の特別振興資金をいう。以下この条において同じ。)を運用し、又は使用する場合には、一事業年度における法第19条第3項及び第4項に規定する業務に必要な経費に充てることができる額は、当該事業年度の前事業年度末における特別振興資金の額に法第29条の2第3項及び第4項の規定により当該事業年度に特別振興資金に充てられた額を加えて得た額のおおむね10分の9に相当する金額を超えてはならない。

附 則

- 1 この政令は、法の施行の日(昭和29年9月16日)から施行する。
- 2 農林省組織令(昭和27年政令第389号)の一部を次のように改正する。
第56条第1項中「、競馬部の外、」を削り、「7課」を「8課」に改め、同項に次の1号を加え、同条第2項を削る。

(8) 競馬監督課

第64条を次のように改める。

(競馬監督課)

第64条 競馬監督課においては、左の事務をつかさどる。

- (1) 中央競馬及び地方競馬の指導監督を行うこと。
- (2) 日本中央競馬会その他競馬に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- (3) 国営競馬特別会計の経理を行うこと。

第65条及び第66条を次のように改める。

第65条及び第66条 削除

附 則(昭和53年7月5日政令第282号抄)

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

(食糧管理特別会計法施行令等の一部改正)

第25条 次に掲げる勅令及び政令の規定中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。〔以下略〕

附 則(平成3年9月3日政令第278号抄)

(施行期日)

第1条 この政令は、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成3年9月16日)から施行する。

附 則(平成19年8月10日政令第255号)

この政令は、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成19年9月1日)から施行する。

附 則（平成27年9月9日政令第322号）

この政令は、競馬法の一部を改正する法律の施行の日（平成27年11月1日）から施行する。

理 由（昭和29年9月1日政令第258号）

日本中央競馬会法の施行に伴い、政府が日本中央競馬会に対して出資する財産の範囲及びその評価方法、同会の国庫納付金の納付手続等を定める必要があるからである。